

宮城県障害福祉計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）（中間案）の概要

令和5年12月11日  
宮城県障害福祉課

【次期】第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

第1章 基本的事項	
1	計画策定の根拠及び趣旨
2	基本理念
3	計画の概要
第2章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標	
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3	地域生活支援の充実 <b>【一部新規】</b>
4	福祉施設から一般就労への移行等 <b>【一部新規】</b>
5	障害児支援の提供体制の整備等 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進</li> <li>(2) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の充実 <b>【一部新規】</b></li> <li>(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</li> <li>(4) 医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 <b>【一部新規】</b></li> <li>(5) 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置 <b>【新規】</b></li> </ul>
6	相談支援体制の充実・強化等 <b>【一部新規】</b>
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
第3章 支援の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策	
1	障害福祉サービス等の実施に関する考え方
2	障害福祉サービス等の必要な量の見込み <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み</li> <li>(2) 指定障害児通所支援等の必要な量の見込み</li> <li>(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>(4) 地域生活支援の充実</li> <li>(5) 福祉施設から一般就労への移行等</li> <li>(6) 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置</li> <li>(7) 発達障害者等に対する支援</li> <li>(8) 相談支援体制の充実・強化等 <b>【新規】</b></li> <li>(9) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組 <b>【一部新規】</b></li> <li>(10) 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量</li> </ul>
3	障害福祉サービス等の必要な見込量確保のための方策
第4章 障害者支援施設等の必要入所定員総数	
第5章 障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置	
第6章 地域生活支援事業等の実施に関する事項	

【現行】第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

第1章 基本的事項	
1	計画策定の根拠及び趣旨
2	基本理念
3	計画の概要
第2章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標	
1	障害者に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行</li> <li>(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実</li> <li>(4) 福祉施設から一般就労への移行等</li> </ul>
2	障害児に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実</li> <li>(2) 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保</li> <li>(3) 主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保</li> <li>(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置</li> </ul>
3	相談支援体制の充実・強化等に係る目標
4	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る目標
第3章 支援の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策	
1	障害福祉サービス等の実施に関する考え方
2	障害福祉サービス等の必要な量の見込み <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み</li> <li>(2) 指定障害児通所支援等の必要な量の見込み</li> <li>(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>(4) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実</li> <li>(5) 福祉施設から一般就労への移行等</li> <li>(6) 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置</li> <li>(7) 発達障害者等に対する支援</li> <li>(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組</li> <li>(9) 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量</li> </ul>
3	障害福祉サービス等の必要な見込量確保のための方策
第4章 障害者支援施設等の必要入所定員総数	
第5章 障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置	
第6章 地域生活支援事業等の実施に関する事項	